

令和6年度 安全装置等（後方視野確認支援装置・側方視野確認支援装置・側方衝突監視警報装置・呼気吹込み式アルコールインターロック装置・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器）導入促進助成について（全日本トラック協会）

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 以下の期間に、千葉県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に、新たに助成対象装置（中古品・レンタル品を除く）を導入したものとする。  
期間：令和6年4月1日～令和7年1月末日
3. 助成対象装置 次に掲げる別紙記載の装置で、装着にあたって、道路運送車両の保安基準に抵触しないもの。（1）から（4）の装置は、後付け装置を対象とする。 ※別紙、助成対象機器一覧を参照。
  - （1）後方視野確認支援装置
  - （2）側方視野確認支援装置
  - （3）側方衝突監視警報装置  
※（2）及び（3）は、車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側方に装着した装置に限る。（3）をトラクタ・トレーラに装着する場合は、第5輪荷重が8.5t以上のものを対象とする。
  - （4）呼気吹込み式アルコールインターロック装置
  - （5）IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）の導入に限る）  
※千ト協の「アルコール検知器導入助成」を受けた装置は対象外
4. 申請受付期間 令和6年6月1日～令和7年2月6日午後5時必着  
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
5. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。  
(全てA4サイズで作成) [※] 携帯型アルコール検知器の場合は提出不要
  - （1）令和6年度安全装置等導入促進助成実績報告書
  - （2）装着車両一覧表[※]
  - （3）装置装着証明書[※]
  - （4）装着車両の自動車検査証記録事項のコピー[※]  
※受付日時点で有効期間内のもの
  - （5）購入の場合…装置単価の記載がある請求書のコピー  
領収書・インターネットバンキングの振込結果（確定済・承認済等）のコピー
  - （6）リース・割賦の場合…装置単価の記載がある見積書のコピー  
リース契約書・割賦販売契約書等のコピー  
〔登録番号等の記載あり：リース契約書・割賦販売契約書等  
登録番号等の記載なし：リース契約書、割賦販売契約書等に加え、借受証・物件受領証等〕
  - （7）Gマーク認定書のコピー（携帯型アルコール検知器の場合のみ添付）

- 6. 助成金額**
- ・対象装置の取得価格（取付工賃・消費税を除く）の1/2として上限2万円
  - ・側方衝突監視警報装置（取付工賃・消費税を除く）の1/2として上限10万円
  - ・後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の同時買い替え装置の取得価格（取付工賃・消費税を除く）の1/2として上限4万円  
（小数点以下切り捨て）

※但し、国からの補助金が交付された装置に対しては交付しない。

- 7. 留意事項**
- (1)後方視野確認支援装置・側方視野確認支援装置の同時導入について
- 故障等により、代替として後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置を同時に買い替える場合、買い替えた装置の取得総額（取付工賃・消費税を除く）の1/2（上限4万円）を助成する。
- また、モニターかカメラのいずれか買い替える場合、装置の取得価格（取付工賃・消費税を除く）の1/2（上限2万）を助成する。
- (2)後方視野確認支援装置の取り扱いについて
- 当該支援装置は、後付け装置を対象としているが、新車に標準で装着されたバックカメラが全ト協の助成対象装置となっている場合には、令和7年1月末までに新規登録したのもも特例的に助成対象とする。